

国立大学法人鳴門教育大学の施設活用の実態把握及びその是正勧告に関する規程

平成16年 4 月 1 日

規程第 44 号

改正 平成17年 3 月14日規程第30号
平成19年 3 月23日規程第23号
平成20年 3 月17日規程第17号
平成21年 3 月31日規程第41号
平成22年 3 月24日規程第40号
平成24年 3 月19日規程第26号
平成24年 4 月16日規程第44号
平成27年 3 月24日規程第27号
平成29年 3 月 8 日規程第35号
平成31年 3 月13日規程第32号
令和 3 年 4 月 1 日規程第19号
令和 4 年 3 月 9 日規程第12号
令和 7 年 3 月27日規程第20号
令和 7 年 9 月10日規程第43号
令和 8 年 3 月11日規程第43号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の施設の活用状況の実態を把握し、適時適切に使用方法の見直しを行い、時代の変化に即応した教育研究活動を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「部等」とは、大学院学校教育研究科，学校教育学部，附属図書館，教育実習総合支援センター，長期履修学生支援センター，教師のためのA I・D S 研究開発センター，情報基盤センター，小学校英語教育センター，教員教育国際協力センター，セルフデザイン型学修支援センター，遠隔教育推進センター，キャリア支援センター，心身健康センター，独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター，臨床教育学研究開発機構，附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校及び事務組織をいう。

(調査)

第3条 学長は、本学の施設の活用状況の実態を把握するため、施設を随時調査することができる。

(勧告)

第4条 学長は、前条に規定する調査の結果、当該施設の使用法について見直しが必要と判断した場合は、関係部等の長に使用方法の是正を勧告することができるものとする。

(報告)

第5条 前条に規定する勧告を受けた部等の長は、速やかに学長に対し、是正の方法につ

いて報告しなければならない。

(協議)

第6条 部等の長は、前条に規定する報告を行う際は、是正に必要な方法等について、事前に法人運営部施設課長と協議するものとする。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。